

日 時：令和 8 年 5 月 27 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第357回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は四つです。

議題 1「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議について」、事務局から説明をお願いいたします。

○松嶋企画官 いわゆる次世代医療基盤法に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議について、御説明申し上げます。

資料 1－1 の「1. 趣旨」を御覧ください。次世代医療基盤法においては、主務大臣である内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣が「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定をしようとするときは、次世代医療基盤法第44条において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ個人情報保護委員会に協議をしなければならないとされています。今般、TOPPANホールディングス株式会社及びミリマン・インクから認定仮名加工医療情報利用事業者の認定に係る申請が主務大臣に行われたことから、主務大臣から個人情報保護委員会に対して認定の協議があったところです。

つづいて、「2. 検討内容」を御覧ください。今般の申請者からの申請内容について、次世代医療基盤法の規定と個人情報保護法の規定の同等性を踏まえて、次の①から⑦まで、具体的には、「①次世代医療基盤法第36条第 1 項の規定により、又は第43条第 2 項の規定の適用を受けて提供された仮名加工医療情報（以下「提供仮名加工医療情報」という。）の性質及び規模を踏まえ、適切な安全管理措置を講じていること。」、「②医療分野の研究開発に必要な範囲において、提供仮名加工医療情報を取り扱うこと。」、「③提供仮名加工医療情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、消去すること。」、「④提供仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該提供仮名加工医療情報を他の情報と照合することなどを禁止していること。」、「⑤提供仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報について、本人に対する連絡等のための利用を禁止していること。」、「⑥提供仮名加工医療情報について、第三者への提供を禁止し

ていること（次世代医療基盤法第43条第1項各号及び第2項各号に規定する提供を除く。）。」、「⑦提供仮名加工医療情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するという目的を達成するために必要な体制を整備していること。」、以上について、事務局において確認しております。

同じく「2. 検討内容」の下部に記載しております「※」の箇所を御覧ください。次世代医療基盤法及びその下位法令等に規定されている、申請者が満たすべき「申請者の能力に関する基準」等の各種要件については、主務大臣において申請書類の審査により適正なものであることが確認されております。

次に、「3. 対応案」を御覧ください。本件協議書等によれば、申請者においては、医療情報等の取扱いに際し、個人情報保護法が求める個人情報の保護のための措置の水準と同等程度であり、個人情報等の適切な取扱いが確保されている内容であると認められます。また、認定仮名加工医療情報利用事業者は個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、今般の申請者においては、認定仮名加工医療情報利用事業の実施に当たって、個人情報保護法の規律に従って運用される必要があります。

つきましては、本協議に対して、資料1－2及び1－3のとおり、認定について異存がない旨回答するとともに、個人情報保護法の規定に従い適切に運用するよう意見を付すことについて、委員会として御了承いただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願います。

どうぞ。

○木田委員 意見を述べさせていただきます。

本議題は、これまで製薬会社・医学研究機関、合わせて4団体に限られていた仮名加工情報を利用する認定事業者に加え、新たに医療情報プラットフォームの提供やヘルスケアに関するコンサルティングを行う事業者2社を認定しようとするもので、仮名加工情報の利活用が進み出す端緒が感じられるものであります。

事務局から御説明いただきましたとおり、医療分野の研究に目的を限定しており、十分な安全管理措置がなされ、本人の再識別や情報の第三者提供の原則禁止などの諸要件が確認されましたので、今後、適切な遵法運用がなされることを条件に認定することに異議はありません。

なお、医療情報を本人の診療のみならず、広く国民全体のヘルスケア向上に資する研究や創薬に利活用することは、国民の権利利益の増大につながると考えられます。足元では「ヘルスケア・データスペース」という、医療関係者の中では開いた、関係者以外には閉じられた情報基盤の構築などのアイデアも出ており、委員会としても、関係者との情報・意見交換を進めながら、それらに限らず、個人の権利利益を保護しつつ、安心・安全なデータ利活用の推進がなされていくことを注視していくべきだと思っております。

○手塚委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○藤井委員 御説明ありがとうございます。

今回、TOPPANホールディングスが認定を受けるということになっていますが、実際にデータプラットフォームを作るのは、その子会社であると推定されます。このような場合に、様々な要件、あるいは法令について、TOPPANホールディングスから実事業をやっているところに、きちんと伝わっているのかどうかということが、非常に重要になってきますので、その辺りは、今回認定するに当たって、意見として添えた方が良いのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

事務局側から何かございますか。

○松嶋企画官 御指摘の点については、内閣府に情報を共有・確認しまして、適切に対応してまいりたいと思います。

○藤井委員 よろしくをお願いします。

※ 事務局から内閣府に確認したところ、TOPPANホールディングス株式会社自らが認定仮名加工医療情報利用事業を行うとのことであった。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見はないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「独立行政法人農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今般、農業者年金基金から、「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」の提出がございました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明いたしますので、承認の可否について御審議いただきたく存じます。

まず、資料2-1に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。

今般、評価の再実施を行う理由は、情報提供ネットワークシステムの処理効率化及びコスト最適化のため、デジタル庁が新たなインフラとして整備する公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスへ中間サーバーをシステム移行することに伴い、新たなリスク対策

を講じる必要があるためでございます。このため、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムとして、4ページの「システム2」として、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス（中間サーバー相当機能）が、また、5ページの「システム4」として、情報連携集約システムが記載されておりました。事務の変更点としましては、7ページの「（別添1）事務の内容」において、公共サービスメッシュと情報連携集約システムに係る内容が図中に示されております。事務の変更内容を踏まえ、情報提供ネットワークシステムとの接続、特定個人情報の保管における新たなリスク対策が講じられることとなります。

評価書に追記された主なリスク対策の例でございますが、情報提供ネットワークシステムとの接続において、42ページの「リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク」としての1点目ですが、中間サーバー相当機能は、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されていること、また、特定個人情報の保管・消去における特定個人情報の漏えい等リスクへの対策として、44ページの「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「⑤物理的対策」の①ですが、中間サーバー相当機能が設置されるガバメントクラウドは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度であるISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行うこと、さらに、45ページの「⑥技術的対策」の②ですが、クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じること等が記載されております。

評価書の概要説明は以上です。

つづきまして、資料2-2に基づき、評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページから24ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次に、25ページの「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」では、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス（中間サーバー相当機能）から特定個人情報が漏えい等するリスクを軽減するための対策が具体的に記載されているかといった観点から審査し、「問題は認められない」としております。

つづきまして、26ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しております。いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。今回の再実施はガバメントクラウド上に構築されている公共サービスメッシュの利用に伴うものです。この点につきまして、（４）として、委託先事業者及び農業者年金基金の従業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することが重要であること、最後に（５）として、（１）から（４）として記載している事項については、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生じることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認いただければ、農業者年金基金に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページに公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

○清水委員　御説明ありがとうございます。

審査結果につきましてはこれで結構だと思いますが、御説明のありました資料２－２の審査表について、「主な考慮事項（細目）」71番のところですが、追記・修正をお願いしたいと思うところがございます。以下、理由を申し述べます。

今般、農業者年金基金がデジタル庁の提供する公共サービスメッシュ（中間サーバー相当機能）を利用するに当たって、システムやセキュリティ等のサービス提供に相当する領域はデジタル庁が、サービス利用に係る領域については農業者年金基金の責任において管理されるものと理解しております。また、この中間サーバー相当機能を用いる業務に関する監査についても、それぞれの領域に応じて、デジタル庁と農業者年金基金が実施するものと認識しております。

そのため、（細目）71番「評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。」の「所見」につきまして、両者の責任分界点が明確になるよう、例えば、前段部分では「中間サーバー相当機能のうちシステムやセキュリティ等のサービス提供部分の措置としては…」という書き出しにしていたが、後段部分では「中間サーバー相当機能のうちサービス利用部分及び同機能以外の部分における措置としては…」という補記を提案させていただきたいと考えておりますけれども、御検討をお願いできますでしょうか。

○手塚委員長　事務局からどうぞ。

○片岡参事官　ありがとうございます。

清水委員から御指摘いただきました、両者の責任分界点は特に重要でございます。したがって、これを明確化するように、「主な考慮事項（細目）」71番の「所見」の欄に追記するようにしたいと存じます。

○手塚委員長 ほかにございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、清水委員からいただいた御意見を踏まえて、「主な考慮事項（細目）」71番の「所見」に反映することとしたいと思います。文案の詳細は、私に御一任いただきたいと思います。

つづいて、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「預金保険機構（預金保険関係事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 預金保険機構から、評価の再実施を行うため、「預金保険関係事務 全項目評価書」の提出がございました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料3-1に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。

今般、評価の再実施を行う理由は2点でございます。1点目は、番号法の改正に伴い、保険金の支払等手続において個人番号を新たに利用できるようになったことから、預金者がオンライン上で支払請求をできるよう新システムを導入すること、2点目は、既存の破綻処理業務システムをデータセンターからクラウド環境へ移行すること、これらの事務内容の変更に伴い、新たなリスク対策を講ずる必要があるためでございます。

変更点として、6ページから16ページの「（別添1）事務の内容」において、破綻処理業務システムのクラウド環境への移行や、今般新たに導入されるオンラインの支払事務に関するWeb請求システムに係る内容等が図中に示されています。

事務の変更内容を踏まえ、特定個人情報の入手・使用、保管・消去におけるリスク対策が変更となっております。今回追記された主なリスク対策のうち、オンラインの支払事務に関するWeb請求システムに関して、特定個人情報の入手に係るリスク対策のうち60ページの上段、「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」として、【支払事務の対象となる預金者等からの入手】で、入手した個人番号は「支払用預金者ファイル」に保存された個人番号との突合に使用した後は保存しないこと、また、特定個人情報の使用のうち不正に使用されるリスク対策として、61ページの下段、「アクセス権限の発効・失効の管理」の部分で、アクセス権限を管理する者は、各ユーザーID、システム、アカウントについて必要最小限の範囲に限って発効した上で、定期的に業務上不要なユーザーIDが

ないか確認し、不要なユーザーIDについては失効させること、さらに、特定個人情報の保管・消去のうち「物理的対策」として、68ページの【支払事務に関するWeb請求システム】の5ポツ目で、外部との情報の授受及び処理は全てシステムで自動的に行うため、本システムにログインする従業者が本業務の特定個人情報ファイルである「支払用預金者ファイル」内の特定個人情報を視認する必要はなく、また視認するための機能も装備しないこと、69ページの「技術的対策」のうち、同じく【支払事務に関するWeb請求システム】の2ポツ目と6ポツ目で、支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後、速やかに委託先が消去すること、クラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じていることなどが記載されております。

また、破綻処理業務システムのクラウド環境への移行につきましては、同様に特定個人情報の保管・消去に係る対策として、48ページの「物理的対策」のうち【破綻処理業務システムの更改日以降】のポツの下から二つ目の箇所で、破綻処理業務システムが利用予定のクラウドサービスがISMAPに登録されたクラウドサービスであること、49ページの「技術的対策」のうち【破綻処理業務システムの更改日以降】の2ポツ目と3ポツ目で、システムの各端末・装置では、製品認証のための特定のURLに限定した通信を除いて通信会社が提供する閉域網を利用すること、クラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じていることなどが記載されております。

評価書の概要説明については以上でございます。

つづきまして、資料3-2に基づき、評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。

1ページから4ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、5ページから32ページまでの四つの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

つづきまして、33ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」につきまして、支払事務に関するWeb請求システム及び更改後の破綻処理業務システムにおける特定個人情報ファイルの管理に関して、漏えい等のリスクが想定されることから、物理的対策と技術的対策について先に御説明いたしました内容等が記載されており、いずれも問題は認められないとしております。

つづきまして、34ページ上段の【総評】を御覧ください。総評として、3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしています。

最後に、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。新たにWeb請求システムを導入することから、システムを利用する者に注意点を正しく理解いただく必要があるため、(4)として、委託先事業者も含めた職員の特定個人情報ファイル

の適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、また、（５）として、（１）から（４）として記載している事項については、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合には、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、預金保険機構に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をよろしくお願いします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題４「令和７年度施行状況調査（令和８年度実施）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、令和７年度施行状況調査につきまして御説明いたします。

資料４を御覧いただければと存じます。この調査は、「１ 概要」の「（１）制度趣旨・目的」のとおり、個人情報の保護に関する法律第165条第１項に基づく調査でございます。法の施行状況を把握するとともに、行政機関等が保有する個人情報等について、その保有・利用・提供、開示請求等への対応や安全管理措置の実施等が法に基づき適切に行われているか等を確認することなどを目的に、前年度に引き続き実施するものでございます。

調査対象は、「（２）対象」のとおり、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人となります。

調査項目は「２ 報告を求める内容」のとおり、制度趣旨・目的を踏まえて、従来どおり調査することを前提に、個人情報保護委員会における把握・活用の必要性及び国民にと

っての分かりやすさの観点から、報告を求める内容を一部変更いたします。一部変更する項目は、行政機関等匿名加工情報に関するもので、より詳細に利用状況等を把握するため、資料に示したとおり、提案における利用目的、審査状況、契約状況等の報告を新たに求めるとともに、管理を担当する組織の名称は必要性に乏しいため、削除することとします。その他調査全体の項目につきましては、3ページ以降に記載したとおり、個人情報ファイルの保有状況、目的外利用・提供の状況、開示請求の状況等の報告を求めるもので、前回調査から変更はございません。

2ページ目に戻りまして、今後の対応につきましては、「3 今後の予定」のとおり、令和8年6月上旬に報告依頼を発出し、9月下旬を報告期限として集計等を行い、令和9年3月に報告の概要を公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

○清水委員 令和7年度の施行状況調査の設問の見直し案について、御説明いただきありがとうございます。見直し案はこれで結構かと思います。

調査項目につきましては、毎年の継続性も重要ながら、適時に項目を加除していただくということも必要かと思います。その点、今回の行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る質問項目の追加は、公的部門における個人情報の活用が課題となっている現状に照らして、大変適時なものであると考えております。

本調査は、個人情報活用の全体の傾向を把握するのに有用ですし、また、個別の機関の内訳にも遡ることができますので、サンプリングなどにも活用できます。年1回の貴重な調査ですから、来年度以降も質問項目の加除を検討し、その結果を今後の施策に活用していただきたいと考えております。

以上です。

○手塚委員長 よろしいですか。

どうぞ。

○藤井委員 御説明ありがとうございます。非常に制度趣旨に照らして重要であると認識しております。

調査の中で、調査の対象となる行政や法人から、要望を聞く機会はないのですか。

○片岡参事官 特に要望は寄せられておりませんが、地方公共団体あるいは行政機関と、記入に当たっていろいろな意見交換は行っており、コミュニケーションは密に取っております。

また、委員が懸念されているのは回答者の負担だと思います。これについては、国の行政機関と都道府県、政令指定都市などの地方公共団体はフルスペックの質問事項となっておりますけれども、そうでない地方公共団体については質問事項を減らして、その辺りは配慮しているところでございます。

以上でございます。

○藤井委員 コミュニケーションの中で要望が出てきているのであればいいのですけれども、聞かないと出てこない要望はあるかもしれないので、その辺りは年々進化されていく中で、何か考えられてもいいのかなと思いました。

○片岡参事官 ありがとうございます。

記入要領などで分かりにくいところがあれば、そこは改善していくということですし、御意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

○藤井委員 記入の仕方だけではなくて、「実はこういうことで困っている」という内容が出てくるような調査の仕方というのも考えてみられたら良いのではないかなと思いました。

○片岡参事官 ありがとうございます。

その点で言いますと、例えば、記入する中で「この点はできていない」というものがある場合は、我々から当委員会ホームページを紹介して、「監査のチェック項目」や「規程のひな形」等の提供はもちろん行っています。

そのほか、広い意味でのニーズを聞いていく局面というのも考えたいと思います。ありがとうございます。

○藤井委員 よろしくをお願いします。

○佐脇局長 少し補足します。

○手塚委員長 どうぞ。

○佐脇事務局長 本日議題になっております施行状況調査は、あくまでも法令の履行状態を把握するための、制度に基づくものでございます。これとは別に、当然ながら、制度の在り方や解釈の仕方、改善の仕方ということについては、日頃からのコミュニケーションはさることながら、公的部門に関連する制度の見直しという議論も、先般の委員会で報告したとおり進めているところでございますので、様々な機会を通じて対応していくことかと思えます。

○藤井委員 理解しました。よろしくをお願いします。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○穴戸委員 御説明ありがとうございます。

事務局で施行状況調査をされる上で御留意いただいているとは思いますが、令和6年度における行政機関等の個人情報保護法の施行状況についての当委員会での整理によりますと、今後の対応として、一部の項目に係る規定の不備あるいは個人情報ファイル簿の未公表については、次の調査においてその改善状況をフォローアップ・確認すると明記していると思いますので、この点に注意して施行状況調査を行っていただいて、また委員会に御報告いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 よろしいですか。

○事務局 承知しました。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。